

70 強い水産業づくり交付金

【3, 552 (5, 045) 百万円】

対策のポイント

資源管理・漁業所得補償対策に併せて漁村の6次産業化を通じた産地における水産業強化の取組を支援します。

<背景/課題>

- ・水産資源の悪化、漁業者の減少と高齢化、燃油や飼料の高騰など、我が国水産業を取り巻く環境はかつてない厳しい状況にあります。
- ・漁村においても生活基盤整備の立ち遅れ、都市部への人口流出による急速な過疎化などにより、活力が低下しています。
- ・このため、漁村の6次産業化を通じて、漁業者が定住できる漁村の形成、漁業者の所得の向上等を図ることが重要となっています。

政策目標

94地区において産地協議会による産地水産業強化計画を策定するとともに、計画の対象地域において事業所得等を向上（平成25年度）

<主な内容>

1. 漁業者の共同利用施設整備等に対する支援

水産資源の回復、さけ・ます及び内水面漁業の資源増殖のための施設、漁業収益力や水産物流通機能の強化を図るための漁業者の共同利用施設、漁港漁場の機能向上のための施設の整備等を支援します。

(対象施設) 種苗生産施設、荷さばき施設、岸壁等の軽労化施設等

強い水産業づくり交付金 388 (5, 045) 百万円
交付率：定額 (定額、1/3、4/10、1/2、5.5/10、2/3以内)
事業実施主体：都道府県、市町村、水産業協同組合、民間団体等

2. 漁村の6次産業化を通じた産地の水産業強化の取組に対する支援

(1) 漁村において、漁業者団体、市町村、関係者から構成される協議会が策定する「産地水産業強化計画」に基づき、所得の向上、地先資源の増大、漁業の6次産業化等に資する取組に対して支援します。

(2) (1)に加え、「産地水産業強化計画」の実現のために必要となる施設の整備・再編について支援します。

産地水産業強化支援事業 3, 164 (0) 百万円
交付率：(1) 定額 (1/2以内)、(2) 定額 (1/3、4/10、1/2、5.5/10、2/3以内)
事業実施主体：(1) 産地協議会、(2) 市町村、水産業協同組合、民間団体等

〔お問い合わせ先：水産庁防災漁村課(03-6744-2391(直))〕